

認可保育施設入所に係る同意書

令和4年度保育所施設入所案内をすべて確認し、下記の内容に同意します。

保護者確認・署名欄：

【入所について】

- ・保育所は保護者が就労や病気等により、保育が必要な場合に保護者に代わって保育をする施設です。仕事が休み等で保育を必要としない場合は、原則家庭での保育となります。
- ・入所申請書類は、期日までに必ずご提出ください。期日に間に合わなかった場合は、次回以降の審査対象者となります。
- ・保護者が保育施設の従業員又は他の利用者に対して、暴言など信頼関係を失う様な行為を行った場合、退所していただく場合がございます。
- ・令和4年4月・5月に入所される方は、原則、月初めからの在籍として保育料を算定します。

【慣らし保育について】

子どもが保育所の環境に慣れるまで『慣らし保育』を行います。入所後1～2週間程度（子どもにより個人差があります）で少しずつ保育時間を延ばしていきますので、ご協力をお願いします。

【入所審査について】

- ・第1～第3希望以外の保育所にしかご案内できない場合でも、入所決定通知書を送付いたします。入所を希望しない場合は辞退することが可能です。
- ・入所決定に際し、指数が同点の場合は所得の低い世帯が優先となります。
- ・令和4年度の入所審査及び保育料算定に際し、入所申込児童の世帯構成者の所得状況を調査する場合がありますのでご了承ください。（入所審査・保育料算定以外の用途には使用いたしません。）
- ・入所決定は申込順ではなく、保育が必要な程度の高い順に行いますので入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。

【入所期間について】

- ・育児休暇中に入所した場合は、入所後2ヶ月以内に仕事を復帰しなければ退所となります。
- ・求職活動による入所は、2ヶ月以内に就労をしていただきます。2ヶ月以内に就労証明書等の提出が確認できない場合は退所となります。